

## 西宮市食肉センター及び西宮市食肉地方卸売市場の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市食肉センター及び西宮市食肉地方卸売市場について、次のとおり指定管理者を指定しました。

### 1 対象施設

西宮市食肉センター及び西宮市食肉地方卸売市場  
(西宮市西宮浜2丁目3番地1)

### 2 指定管理者として指定した団体

団体名 株式会社キャンフォラ  
代表者 代表取締役 安次嶺 邦男  
所在地 西宮市津田町3番14号

### 3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 食肉センター条例第4条に規定すると室・解体室、病畜棟、内臓処理室及び冷蔵室の使用許可に関する事務を行うこと。
- (2) 食肉センター条例第5条に規定すると室・解体室、病畜棟、内臓処理室及び冷蔵室の使用料の徴収に関する事務を行うこと。
- (3) 食肉センター条例第6条に規定する使用料の還付に関する事務を行うこと。
- (4) 食肉センター条例第8条に規定する食肉センターの出入り等に対する指示等に関する事務を行うこと。
- (5) 食肉センター条例第9条第2項に規定する食肉センターへの入場制限等に関する事務を行うこと。
- (6) 食肉センター条例第10条に規定する使用許可の取消し、使用の制限等に関する事務を行うこと。
- (7) 食肉地方卸売市場条例第5条に規定する市場施設の使用の許可に関する事務を行うこと。
- (8) 食肉地方卸売市場条例第6条に規定する市場施設の使用の変更等に係る承認に関する事務を行うこと。
- (9) 食肉地方卸売市場条例第8条に規定する市場の使用料の徴収に関する事務を行うこと。
- (10) 食肉地方卸売市場条例第9条に規定する市場の入場の許可に関する事務を行うこと。
- (11) 食肉地方卸売市場条例第10条に規定する市場への出入り等に対する指示等に関する事務を行うこと。
- (12) 食肉地方卸売市場条例第12条に規定する使用許可の取消し、使用の制限等に関する事務を行うこと。
- (13) 食肉センター等並びにその付帯施設・設備及び備品等の維持管理に関する業務を行うこと。
- (14) モニタリングに係る利用者からの意見・要望の聴取及びこれへの対応に関する業務等食肉センター等の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務を行うこと。
- (15) 災害時の避難所等の開設および運営の協力に関する業務を行うこと。

### 4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで